

破産手続廃止

令和8年（フ）第30号

東京都杉並区天沼1丁目39番5号 イトウハイツ 202、前住所栃木県宇都宮市横田新町17番3号 アールペール201

破産者 酒井 理

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第443号

栃木県宇都宮市西の宮2丁目3番3号 ル・ジャルダン・アムールⅡ103

破産者 望月 隆

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第36号

静岡県袋井市堀越735-9

破産者 合同会社G T F

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和6年（フ）第2338号

福岡市南区大橋一丁目8番18号

破産者 医療法人倉員皮膚科医院

- 1 決定年月日 令和8年9月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第66号

福岡市西区西都2丁目14番8号

破産者 木塚 充晴

- 1 決定年月日 令和8年9月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1459号

福岡市南区塩原4-4-22太浩ビル201号

破産者 株式会社九健堂

- 1 決定年月日 令和8年9月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第157号

北海道北広島市西の里東4丁目11番地10

破産者 光源舎オートプロダクツ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第285号

群馬県富岡市黒川714番地1

破産者 株式会社大成商会

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第2450号

大阪市中央区西心斎橋1丁目5番12号 心斎

橋アーバンライフ1006

破産者 仲谷 嘉晃

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第496号

広島市安佐南区東野2丁目12番19-7号

破産者 株式会社ヤマエス産業

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第190号

青森市佃二丁目4番10号サンハイツ今105号

破産者 株式会社三繋根

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和6年（フ）第89号

新潟県上越市新光町三丁目16番2号

破産者 株式会社J．フロンティア

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

新潟地方裁判所高田支部

令和6年（フ）第99号

新潟県上越市新光町三丁目14番27号

破産者 有限会社信栄自動車

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

新潟地方裁判所高田支部

令和8年（フ）第3074号

東京都港区北青山2丁目7番28号

破産者 ケイ・ワン・ヒルズ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3075号

埼玉県所沢市美原町3丁目2971-3-103

破産者 高松 健二

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第684号

北九州市小倉南区八重洲町7番3号

破産者 エイトフォース株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第685号

北九州市小倉南区八重洲町7番3号

破産者 株式会社幸屋（旧商号 株式会社クラモト技工）

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第1862号

札幌市中央区南1条西5丁目8番地 愛生館

ビル2階

破産者 株式会社N-CONCEPTION

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第731号

札幌市白石区菊水5条1丁目4番5号3階

破産者 株式会社北陽コーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第669号

横浜市中区小港町1丁目1番2-5-1103号

破産者 有限会社高橋義和制作室

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第5号

茨城県日立市久慈町一丁目10番15号

破産者 マルナカ水産株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所日立支部

令和6年（フ）第2114号

埼玉県川口市東領家四丁目18番1号

破産者 太陽工業有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係